

藤井寺市議会 第2回定例会

【本会議】

- 場所 8階議場
- 6月20日(火) 議案説明
- 6月28日(水) 一般質問
- 6月29日(木) 一般質問など
- 7月11日(火) 委員長報告・採決など

【常任委員会】

- 場所 8階委員会室
- 7月4日(火) 民生文教常任委員会
- 7月5日(水) 総務建設常任委員会
- ※各日10時から開催。日程は変更する場合があります。
- ※議会三役及び各委員については広報ふじいで7月号に掲載します。

問合せ 議会事務局(7階⑦番窓口)
☎9399・12008

①災害、風水害、火災などにより居住する住宅が被害を受けた場合(半壊・半壊以上など制限あり)
②失業、廃業などで前年より所得が減った場合(世帯で1ヶ月あたり30%以上の所得減など制限あり)
③他の事情により、保険料の支払いが困難な場合など
※会社都合により離職した方・自営業を廃業した方は、特にご相談ください。既に「特例対象被保険者に係る届」を提出し、保険料が軽減(前年の給与所得を100分の30として算定)される方も、別途減免が適用となる場合があります。
※減免を受ける場合には、所得税の確定申告や市民税の申告により、世帯全員の所得が判明していることが必要です。
※新型コロナウイルス感染症の影響による特例の減免制度は、国の財政支援が終了したことを受け、令和4年度で終了となりました。ただし、令和5年4月以降に納期限が設定されている令和4年度分の保険料は、減免の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

■軽減

雇用保険受給資格を有する特定受給資格者(倒産・解雇などにより離職された方)や特定理由離職者(雇



高齢介護

自分の健康は自分で守るために！
「いきいき笑顔の虎の巻」

介護予防に役立つ、□・喉の体操や酸素運動、笑いヨガ、栄養満点簡単レシピ、自分で行う健康チェックなど、9つのプログラムが詰まった冊子とDVDが完成しました。動画をしながら気軽に取り組めるので、「家で個人で」「みんなで集まって」など多様なシーンで活用できます。
動画はすべてYouTubeからも視聴可能です。



配布場所・問合せ 高齢介護課総務担当(1階③番窓口)

☎9399・1164



止めなどにより離職された方が国民健康保険に加入された場合、保険料の軽減制度があります。

軽減を受ける場合は、届け出が必要ですが、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口)
☎9399・11177

国民健康保険料 納付通知書の送付

国民健康保険料の納付通知書を6月中旬に世帯主宛てに送付します。期限内に納付してください。今回送付する保険料には、令和5年1月2日以降に転入された方の所得が反映されていない場合があります。その場合は、7月以降に保険料を更正し、通知します。
納付は口座振替で
市では、納め忘れがなく、手間も省けて便利な口座振替での納付をおすすめしています。金融機関のキャッシュカードがあれば、市役所窓口で口座振替の手続きができる場合があります。対象の金融機関はお問い合わせください。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口)
☎9399・11177

介護保険施設での食費・居住費の軽減制度

介護保険施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・部屋代(居住費・滞在費)は本人の負担が原則ですが、低所得の方には申請により認定証を交付し、負担軽減を行っています。

利用者負担段階		預貯金等の資産条件	
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	80万円以下	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額(特別控除後)	80万円超 120万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		120万円超	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②			500万円以下 (1,500万円以下)

※預貯金等の資産条件の()内は配偶者ありの場合

有効期間 令和5年8月1日～令和6年7月31日

申請方法 申請書と預貯金などの資産が確認できる書類(直近2か月の収支や口座残高が確認できる通帳の写しなど)を、窓口又は郵送で提出

負担限度額 利用する施設・段階によって金額が異なります。詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご確認ください。

※現在、軽減制度を受けている方には、6月中に更新のお知らせと申請書を郵送します。
新規で申請される方や、詳細はお問い合わせください。



申請・問合せ 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口)
☎9399・1164

保険・年金

国民健康保険料の減免・軽減

■減免
国民健康保険料は、世帯構成や被保険者数、前年の所得に応じて決定しますが、次のような事情により、支払いが困難なときには、保険料を減免できる場合がありますので、窓口で相談してください。

【健診をお勧めするお電話をします】

平成26年度から、市の保健師などが特定健診をお勧めするために訪問や電話をしています。その結果、健診の受診率が増え、令和3年度には、2人に1人が受診しています。

事前予約が不要であったり、夕方、土・日曜日に受診できる医療機関などもあります(全て個別健診です)。
次の期間、市が委託した業者から健診をお勧めする電話をします。

実施期間 6月30日(金)まで
委託先業者 ジェイエムシー(株)
発信番号 フリーダイヤル
☎0120・5999・879

※口座番号を尋ねたり、金銭の振り込みなどを依頼したりすることはありません。

「職場健診で同じような検査を受けたという方は、結果のコピーを提出いただくと、粗品をお渡しします。お問い合わせいただければ、返信用封筒をお送りします。

問合せ 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口)
☎9399・1353



市・府民税

第1期納期限 6月30日(金)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、支所で納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。



問合せ 税務課納税担当
当(2階②番窓) 0939・1066

新築・増築家屋の調査

令和5年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和6年度から課税されます。

課税するにあたり評価額を決定するため、職員が家屋調査に伺うことがあり、各部屋の仕上げなどを確認し、図面などをお借りする場合があります。ご協力をお願いします。

登記をしない新築・増築家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合せ 税務課資産税担当(2階②番窓) 0939・1062

実践しよう！

環境にやさしい取り組み

6月は環境月間・6月5日は環境の日

私たちの暮らしは、豊かな地球資源の恩恵を受けて成り立っています。しかし現在、地球温暖化やそれによる異常気象の多発、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の減少など、私たちの未来をおびやかすよう



固定資産税・都市計画税の減免申請

次の①～④の全てに該当する方は、固定資産税・都市計画税の額の2分の1の減免を受けられます。

申請期間

6月1日(木)～8月31日(木)

申請要件

- ①令和5年1月1日時点で、納税義務者が、65歳以上の方、特別障害者、寡婦、ひとり親のいずれか
- ②納税義務者及び当該納税義務者と生計を同じにする方全員が、令和5年度の市・府民税均等割非課税以下の所得金額

均等割非課税の所得金額表

- ③所有している固定資産が自己居住用だけで、所有家屋の延べ床面積が70㎡以下
- ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下

申請・問合せ 税務課資産税担当(2階②番窓) 0939・1062



クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリは、サララ・ウメ・モモなどのバラ科の樹木の中に幼虫が入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物の昆虫です。



▲成虫はからだ全体が黒く光沢があり、胸部が赤いのが特徴

発見した場合、幼虫は針金などで刺し、成虫は踏みつぶすか殺虫剤などで駆除してください。



問合せ 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓) 0939・1074

市の耐震改修補助制度を「活用ください」

対象建物 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、所定の耐震診断結果が1・0未満のもの

J・A・L・E・R・T(全国瞬時警報システム)全国二斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。日時 6月7日(水) 11時～ ※気象状況などによって中止になる場合があります。 ※6月は、毎月第4水曜日14時から

の定期試験放送は行いません。 問合せ 危機管理室災害対策担当(4階④番窓) 0939・1190

各種情報

市への寄贈

・子どもの衛生管理・傷のケアのために 滅菌パッド 4万700枚 サージカルテープ不織布 2400巻 (株)大和漢



対象者 ・対象建築物を所有する個人 ・直近の住民税の課税所得金額が507万円未満の方 ・対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していない方 補助金額 上限60万円(耐震改修工事等に要する費用の10分の8)

【税制上の優遇制度も】

- ・所得税(令和5年12月31日まで) 個人が昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、一定金額を税額から控除できます。
- ・固定資産税(令和6年3月31日まで) 昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について一定の耐震改修を行った場合、その住宅に係る固定資産税(120㎡相当部分まで)の税額を減額できます。

※耐震診断がまだの方はご相談ください。 ※そのほか要件により対象とならない場合もありますので、事前に必ずお問い合わせください。 ※補助金の交付決定前に着手及び契約をされた場合は補助できませんのでご注意ください。 問合せ 都市計画課開発指導・空家対策担当(4階④番窓) 0939・1207

マイナンバーカード交付臨時窓口

日時 6月11日(日)・24日(土) 9時～12時 ※いずれの日もカード交付業務のみを行います。 場所 市役所1階マイナンバー総合窓口 交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換、本人確認書類 ※原則、交付申請者本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。 問合せ 市民課マイナンバー担当(1階マイナンバー総合窓口) 0939・11111 (内線1220)

